

地域型保育事業(居宅訪問型事業を除く)における連携施設に関する経過措置

概要

地域型保育事業(居宅訪問型保育事業を除く。)の事業者は、連携施設の確保が著しく困難と市町村が認めるときは、施行日から5年を経過する日までの間は、連携施設を確保しないでもよいこととされている。
(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準附則第3条、特定教育・保育教育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準附則第5条)

背景

子ども・子育て支援新制度の施行前は、家庭的保育事業でのみ保育所本体または連携保育所の支援が前提とされていた。

新制度の施行に伴い、地域型保育事業では保育内容の支援、代替保育の提供と卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求めることとしつつ、経過措置として、当面は連携施設の確保・設定が困難であり、更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合には、第1期市町村子ども・子育て支援事業計画の終期である平成31年度末までの間は、市町村は連携施設の設定を求めないことができることとしたもの。

平成30年4月1日時点の地域型保育事業における連携施設の設定状況をみると、連携施設の3要件 全てを設定している事業所は、46%。

平成30年4月1日時点 単位:事業所

事業	連携状況								合計
	の全て	・	・	・	のみ	のみ	のみ	設定なし	
家庭的保育事業	402	313	49	2	67	0	7	110	950
	42%	33%	5%	0%	7%	0%	1%	12%	100%
小規模保育事業(A型)	1,730	194	424	9	279	9	162	608	3,415
	51%	6%	12%	0%	8%	0%	5%	18%	100%
小規模保育事業(B型)	287	35	96	3	82	0	44	212	759
	38%	5%	13%	0%	11%	0%	6%	28%	100%
小規模保育事業(C型)	36	8	11	2	30	0	2	13	102
	35%	8%	11%	2%	29%	0%	2%	13%	100%
保育所型事業所内保育事業	59	2	16	3	3	0	44	48	175
	34%	1%	9%	2%	2%	0%	25%	27%	100%
小規模型事業所内保育事業	159	18	67	0	21	0	18	81	364
	44%	5%	18%	0%	6%	0%	5%	22%	100%
上記計	2,673	570	663	19	482	9	277	1,072	5,765
	46%	10%	12%	0%	8%	0%	5%	19%	100%

- : 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- : 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育)を提供すること。
- : 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の場合、地域枠に限る)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

方向性

連携施設の3要件全てを設定した地域型保育事業の事業所が約半分程度にとどまっている現状を踏まえ、経過措置の期限を5年間延長することとする。
なお、経過措置を延長するに当たっては、連携施設の確保がより促進されるような方策を併せて検討することとする。

取組状況

経過措置を5年間延長する省令改正を年度内に行う予定。

また、定員が20名以上であって、市区町村が適当と認める、企業主導型保育施設、地方公共団体が運営費支援等を行っている認可外保育施設について、卒園後の受け皿としての連携施設として位置づける省令改正を年度内に行う予定。

保育所型事業所内保育事業においては、規模(定員20人以上)や保育士配置等の基準が認可保育所と同等であること、3～5歳児を受け入れている事業所も存在すること等を踏まえ、市区町村が認める場合には、卒園後の受け皿の確保を不要とする省令改正を年度内に行う予定。

人口減少地域や離島のように、保育所や認定こども園など満3歳以上児を受け入れる施設の確保が困難である地域や、満3歳以上児にも待機児童が発生している地域等、特段の事情がある場合には、3歳以上の児童を受け入れることができる。

引き続き、現下の連携施設の設定状況を踏まえ、自治体における運用状況等を調査した上で、連携施設の確保の促進策について更なる検討を行っていく。